

## 「TOKYO パパ育業促進企業」の登録申請に関するQ & A (2026年度)

**Q 1 : 登録申請できる企業として、都内で事業を営んでいる企業等とは具体的にどのような企業ですか。**

A 1 : 本社又は営業所等の事業所が都内に営業実態があり、法人住民税を免除されていないことが必要です。個人事業主・大企業も含まれます。企業のほか、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人等、法人税法別表第 2 の「公益法人等」、別表第3の「協同組合等」に該当するものも含まれます。

**Q 2 . 従業員何人以上の企業が申請できますか？**

A 2 : 都内に勤務する常用雇用の従業員が2名以上いる企業が申請できます。  
なお、6か月以上継続して雇用していることも必要です。

**Q 3 . 男性の育業対象者数と男性の育業者数について、提出する書類はありますか。**

A 3 . 誓約事項の記載をもって確認します。必ず、申請する日が属する年度の直前の事業年度における男性の育業対象者数、その対象者のうち育業した人数を確認したうえで、記載してください。

なお、本社で申請するにあたり都外事業所を申請範囲に含む場合は、当該事業所に所属する従業員についても漏れなく確認したうえで記載してください。

**Q 4 . 平均取得日数はどのように計算すればいいですか？**

A 4 . 申請する日が属する年度の直前の事業年度における男性の育業対象者のうち、育業した人数を確認し、その取得日数の平均を計算して記載してください。申請日時時点で復職していない男性育業者については、育業申請した日数を基に計算してください。（端数は小数点第1位以下切り捨て）

**Q 5 . 分割して育業した場合はどうすればいいですか？**

A 5 . 育業を2回に分割した育業者については、同じ子の育児のための休業だった場合は1人と考え、取得日数は通算して計算してください。2回目の育業開始日が対象年度内に属している場合は、申請日時時点で復職していない場合でも、育業申請した日数を基に計算してください。（端数は小数点第1位以下切り捨て）  
なお、2回目の育業期間が年度を跨ぐ場合で次年度も申請する場合、次年度については、当該育業者は計算対象外となります。

**Q 6 . 対象となる休業の種類を教えてください。**

A 6 . 育児・介護休業法における育児休業と、出生時育児休業（産後パパ育休）の2つです。企業等が独自で設定された育児の為に休暇を取得する休暇は、本制度においては対象外となります。

**Q 7. 対象期間外に男性従業員の配偶者が出産し、対象期間内にその男性従業員が育業をした場合は、育業対象者に含まれるのでしょうか。**

A 7. 申請する日が属する年度の直前の事業年度内に、配偶者が子どもを出産した男性従業員が対象者となります。そのため、対象期間内に育業した男性従業員であっても、その配偶者の出産日が対象期間外である場合には、本制度の育業対象者に含まれません。

なお、ここでいう会計年度は、申請企業が定める事業年度のことを指します。

例) 会計年度が4月1日～翌年3月31日までの場合、2025年4月1日～

2026年3月31日までに配偶者が出産した男性従業員が対象。

**Q 8. 何日以上の育児休業を取得した場合、本制度の対象者として含めることが可能でしょうか。**

A 8. 育業対象者のうち、合計 15日以上（出生時育児休業期間（産後パパ育休）を含む）の育業をした男性従業員となります。

**Q 9. 登録の有効期間はどのくらいですか。**

A 9. 登録決定日から起算し、2年に達する日の度末までが有効期間です。

例) 2026年9月1日に登録決定した場合、2029年3月31日までが登録期間となります。

**Q10. 登録には、どのくらいの時間がかかりますか。**

A10. 申請から約1か月程度になります。

**Q11. 50%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」に申請した後に、すぐに75%以上の「TOKYO パパ育業促進企業」に申請はできるのでしょうか**

A11. 原則、1年度に1企業1回の登録申請となります。次年度に、1企業として、色の種類が違う登録マークを申請し、決定した場合、次年度の登録マークの登録決定日から起算して2年に達する日の年度末までが登録の有効期間になります。

例) 2025年度に1企業として50%以上の登録マークを申請。

2026年度に、同一企業として75%以上の登録マークを申請。

この場合、75%以上の登録マークの登録決定日から起算して

2年に達する日の年度末までが登録の有効期限となります。

**Q12. 企業の所在地等の申請内容に変更があった場合には、どのようにすれば良いでしょうか。**

A12. 企業等の名称、所在地、代表者名、連絡先、メールアドレス、ホームページアドレスなどが変更になった場合は、速やかに事務局までメールにてお知らせください。

**Q13. 申請は、支店や営業所単位での申請も可能でしょうか。**

A13. 申請は、企業単位のほか、支店や営業所単位での申請も可能です。ただし、毎年度、1企業等（支店や営業所単位での申請を含む）につき1回限りとなります。

**Q14. 「申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反がないことを誓約します。」の重大な法令違反とは？**

- A14. (1) 違法行為による罰則（営業停止処分等）を受けた場合  
(2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合  
(3) 消費者庁の措置命令があった場合  
(4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合